

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（371）」
2. 日時：平成29年9月25日 13時30分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階 実用炉審査部門横会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制」において、原子炉建屋原子炉棟を系統の流路とする考え方を整理して提示すること。
- 非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、非常用ガス処理系フィルタユニット及び非常用ガス再循環系フィルタユニットに期待する「容量（機能・性能）」及び放射性物質低減の効果について整理して提示すること。
- 原子炉建屋内の水素漏えい監視用計器である5台の「原子炉建屋内水素濃度」のうち、原子炉建屋6階設置の2台を水素漏えい判断に使用する計器（当該計器以外の3台は判断に用いず参考）と位置付ける考え方を整理して提示すること。
- 「静的触媒式水素再結合器」及び「静的触媒式水素再結合器動作監視装置」の個数・設置場所に係る考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係

る審査基準」への適合状況について

- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第53条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA53条）